

コスト転嫁方式による使用料見直しの 基本的な考え方について

令和5年10月12日

1. はじめに

甲斐市では、平成 19 年に策定した第 1 次甲斐市行政改革大綱において、重点項目の一つとして「財政の健全化」を掲げ、その具体的な施策として「使用料等の見直し」を掲げました。

また、平成 23 年には、使用料を徴収している関係係長で構成する「使用料等調査研究委員会」を立ち上げ、継続的に調査、研究を行ってきましたが、定期的な見直しや統一的な視点からは、十分な取組ではありませんでした。

公の施設の使用料は、本来、その施設を利用する者が施設利用(サービス)の対価として負担し、その施設の維持管理等に要する費用に充てられるべきものでありますが、施設の維持管理等に要する費用を賄いきれず、一般財源である税等を投入しており、施設を利用する人(受益者)と利用しない人の間に不公平が生じています。

そのため、行政としての関与の必要性も考慮し、利益に見合った応分の負担(負担の公平性)を確保するため、ここに「コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について」を策定します。

今後、この考え方に基づき、個々の行政サービスを取り巻く状況も考慮しながら見直しを行い、受益者負担の適正化を進めてまいります。

2. 第 4 次甲斐市行政改革大綱における位置づけ

「受益者負担の適正化」については、現在、計画期間である第 4 次甲斐市行政改革大綱の具体的な取組項目の 1 つとして推進しています。

本計画では、市が提供する行政サービスの性質に応じた受益と負担をより適正な関係とするため、サービスを受ける方(受益者)の負担基準をより明確化し、見直し基準を作成するとともに、継続的・定期的に取り組み、次のスケジュールで基準を策定し実行することとされています。

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	研究・検討	研究・検討	研究・検討	基準の策定 (見直し)と実行

3. 受益者負担の基本的な考え方

(1) 負担の公平性

公の施設の維持管理、運営等の行政サービスを提供するには、施設の維持管理経費や人件費などの経費がかかります。これらの経費は、行政サービスを利用する人が負担する使用料と市民の税金で賄っています。つまり、行政サービスを利用しない人も経費の一部を負担していることとなります。

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。

料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設で不平等が生じないように、共通の方法を設定します。

(3) 受益者負担割合の設定

行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、一律の割合で受益者に負担を求めることはかえって公平性を損なうこととなります。そのため、行政サービスの目的や性質に応じて、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。

(4) 効果的・効率的な行政サービスの提供

行政サービスの提供にあたっては、事務の効率化や適正な人員配置、効率的な業務委託や指定管理者制度の導入等により、経費節減の取組を進めてきました。行政サービスの提供に係る経費は、使用料等の算定基礎となるため、今後も引き続き節減に取り組めます。

また、利用者数の増加や利益率の向上は、施設の有効活用はもとより、使用料収入の増加につながります。そのため、継続的な実態調査を行い、利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行います。

これらの取組を着実に進めることにより、効果的・効率的な行政サービスの提供に努めます。

(5) 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則、4年ごとに使用料の見直しを行います。ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合など、4年の周期を待たず適宜見直しを行うこととします。

4. 対象とする受益者負担

(1) 受益者負担の種類

使用料 地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの

地方自治法

第 225 条 (使用料)

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 238 条の 4 第 7 項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(2) 適用除外

次に掲げる施設については対象外とします。

- ① 法令等により使用料が無料と定められている施設
例：学校、道路、公園など
- ② 法令等で使用料の算定方法などが定められている施設
(国・県が定める基準に基づき算出する場合も含む)
例：保育所、市営住宅など
- ③ 公営企業会計等の独立採算を前提として設置する施設
例：上下水道に係る施設など
- ④ その他政策的な理由により対象外とする施設
例：温泉施設など

5. 使用料について

(1) 原価に含める経費

原価とは、サービスの提供に必要な施設の維持管理、運営費のことで、次のような経費を指します。

項目	内容
人件費	施設の維持管理・運営にかかる人件費
維持管理費	需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等) 役務費(通信運搬費、保険料等) 委託料(施設の警備委託料、清掃委託料等) 使用料及び賃借料(パソコンのリース料等) その他、受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理に係る経費※工事費は除く
減価償却費	施設の取得費用を耐用年数割で配分した費用を原価に含めることとします。(定額法による)
土地使用料	固定資産評価額から算出した貸地料相当の経費 $\text{固定資産評価額(円/㎡)} \times \text{貸付面積(㎡)} \times 4/100$ ※グラウンド・テニスコート等に限る

(2) 受益者負担割合

市の施設には、市民の生活基盤を支える公共公益の役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えますが、その設置目的は、住民福祉の向上等としていることから、市民が低廉な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるべきであると考えます。

つきましては、公費負担の割合と受益者負担の割合を原則折半（50%）と設定することを基本とします。なお、施設の利用形態や機能（必需性や公益性）を勘案し、受益者負担割合を決定するものとします。

< 性質別分類の考え方 >

サービスの性質	分類	
サービスが 必需的か選択的か	必需的サービス	日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの
	選択的サービス	上記以外に、日常生活をより便利に快適にするため、個人の意思で選択的に利用するもの
サービスが 公益的か利益的か	公益的サービス	民間では提供するのが難しく、主に行政がサービス提供するもの
	利益的サービス	民間で同種・類似するサービスを提供しているもの

< 性質別分類による公費負担と受益者負担の割合 >

		民間施設の代替性	
		低い（公益的）	高い（利益的）
必需性 市民生活における	高い （必需的）	【A】 公費負担：100% 受益者負担：0%	【B】 公益負担：50% 受益者負担：50%
	低い （選択的）	【C】 公費負担：50% 受益者負担：50%	【D】 公費負担：0% 受益者負担：100%

(3) 算定方法

使用料の算定方法は次のとおりとします。なお、算定に用いる維持管理費は、年度間の変動を考慮し直近3年度の平均値とします。

① 1室あたりの使用料

貸室等（会議室やホール等）一定のスペースを貸切りで使用する施設は、次のとおり算定します。

使用料 = 1 m²あたりの時間単価※₁ × 貸出面積 × 貸出時間

※₁: 1 m²あたりの時間単価 = 原価※₂ ÷ 年間貸出可能時間 ÷ 貸出可能総床面積

※₂: 原価 = 年間経費 × 受益者負担割合

② 1名あたりの使用料

プールや市民温泉等不特定多数の個人が同時に利用する施設は、次のとおり算定します。

使用料 = 利用者 1名あたりの単価※₁

※₁: 利用者 1名あたりの単価 = 原価※₂ ÷ 年間目標利用者数

※₂: 原価 = 年間経費 × 受益者負担割合

(4) 料金設定の単位(単位調整)

料金設定の単位は 100 円単位(原則、①100 円未満切り捨て、ただし、②見直し後の料金が現行と比して減額となる場合は切り上げとするが、③切り上げ後の額が現行使用料より高額となる場合は、現行使用料を据え置くこと)とする。ただし、④見直し後の料金が 100 円未満となる場合は 10 円単位の料金設定とします。また、⑤減免等により料金が 1 円単位となる施設については、切り上げとし 10 円単位の料金設定とします。

【料金設定の単位について例】

凡例	現行使用料	コスト転嫁方式による見直し額	単位調整	見直し後使用料
①	500 円	750 円	700 円	700 円
②	500 円	360 円	400 円	400 円
③	150 円	120 円	200 円	150 円
④	50 円	70 円	70 円	70 円
⑤	50 円	70 円 (減免等適用額 : 35 円)	40 円	40 円

(5) 曜日・時間帯別料金設定

各施設の時間帯・休日等の利用状況、利用実態を踏まえ、適切な料金を設定できることとします。

(6) 市外利用者の取扱い

公共施設は市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられています。そのため、市外利用者により市民の利用に支障が生じる場合、また市外利用者が特に多い場合は、使用料に差を設けることができることとします。

(7) 無料施設の有料化

現在無料としている施設については、施設の設置目的や利用状況を考慮するとともに、受益者負担割合の基本的な考え方に基づき、原価計算した上で、使用料徴収の適否を検討します。

(8) 激変緩和措置

基本的な考え方に基づき使用料を算出した結果、従来の使用料と比べ急激な値上げとなり市民生活への影響が懸念される場合が考えられます。そのため、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように使用料を設定することとします。

現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね 1.5 倍を改定上限として、定期的に検証することで段階的に改定できることとします。

ただし、昨今の社会情勢や物価高騰を考慮し、今回の見直しについては、1.2 倍とすることができるとします。

(9) 施設使用料の調整

施設使用料は、(8) による改定限度額を超えない範囲で設定することとしますが、次の場合は、施設の実情に合わせて使用料の改定を調整することができるものとします。

- ① 利用率を著しく低下させる恐れがあるとき
- ② 民間施設や近隣自治体の設置する類似施設との均衡を図りながら、使用料を設定する必要性が強い施設